

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	7	府 省 庁 名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他()	
見直し項目名	廃棄物再生処理用施設に係る課税標準の特例措置の延長（空びん洗浄処理装置）	
見直し内容(概要)	<p>本特例措置の適用期限を2年間延長することを要望していたが、取りやめる。</p> <p><u>特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</u> 空びん洗浄装置、検びん装置、洗函装置等</p> <p><u>特例措置の内容</u> 固定資産税の課税標準に係る特例制度の対象設備（洗びん・検びん・洗函装置）について、固定資産税が課されることとなる年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格を4分の3とする。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第15条第15項 地方税法施行令第11条第23項 地方税法施行規附第6条第41項第2号</p>	
廃止又は縮減の理由	<p><u>1. 現状と今後の見通し</u> 牛乳びん等のリターナブルびんの利用量は年々減少しており、新たなリターナブルびん利用事業者も見込めず、また、既存のリターナブルびん利用事業者の設備更新頻度も十数年に1回程度と高くないことから大幅な利用拡大は見込めない。</p> <p><u>2. 特例措置の廃止に伴う影響</u> 仮に4000万円の「空びん洗浄処理装置」を導入するとした場合、課税標準の特例措置により3年間で軽減される額は、初年度14万円、次年度13万円、最終年度12万円の合計39万円であり、軽減される金額も取得価格の1%程度に停まるため、当該特例措置の廃止による影響は極めて少ないと考えられる。</p> <p>かかる事情に鑑み、対象設備を廃止と整理するもの。</p>	
増収見込額	3. 2 （単位：百万円）	